

茨城県の最低賃金

地域別最低賃金が10円引き上げられました

1 地域別最低賃金

件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生年月日
茨城県最低賃金	665	平成19.10.20

2 産業別最低賃金

件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生年月日
鉄鋼業	770	平成19.12.31
一般機械器具製造業	758	平成19.12.31
電気機械器具、情報通信機械器具、 電子部品・デバイス、 精密機械器具製造業	752	平成19.12.31
各種商品小売業	726	平成19.12.31

【注意事項】下記業種には、平成11年12月31日発効の最低賃金が適用されます。

- 1 一般機械器具製造業のうち包装・荷造機械製造業、産業用ロボット製造業の事業場で働く労働者
- 2 電気機械器具製造業のうち電球製造業、医療用電子応用装置製造業、一次電池(乾電池、湿電池)製造業、ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業、音響部品・磁気ヘッド・小型モータ製造業の事業場で働く労働者

件名	日額(円)	時間額(円)	効力発生年月日
一般機械器具製造業 (繊維機械製造業を除く)	5,805	726	平成11.12.31
電気機械器具製造業	5,786	723	平成11.12.31

最低賃金に次の賃金は含みません。

- 精・皆勤手当、通勤手当、家族手当
- 1箇月をこえる期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- 時間外労働、休日労働に対する賃金及び深夜労働における割増部分の賃金

この表の金額未満で労働者を使用した場合、最低賃金法違反となりますのでご注意ください。
比較計算式は以下のとおりです。

月給制の場合 : 月給額 × 12ヶ月 / 年間総所定労働時間 最低賃金額(時間額)
日給制の場合 : 日給額 / 1日の所定労働時間 最低賃金額(時間額)